## 社会福祉法人 和順共生会 役員の費用弁償に関する規程

- 第1条 本法人の開催する次の各号に該当する会議に出席する者の費用弁償は、この規程に定めるところによる。
  - (1) 本法人の開催する理事会
  - (2) 本法人の開催する評議員会
  - (3) 本法人の開催する監事会
  - (4) 本法人の開催する各種員会
  - (5) その他理事長が必要と認めた会議

## 第2条 費用弁償の額は次のとおりとする。

- 1. 市内在住の理事、評議員、監事、各種委員 3,000円(車 賃)
- 2. 市外在住の理事、評議員、監事、各種委員 5,000円(車 賃)
- 3. 前号に掲げるもののうち、京都市外のため航空賃、車賃、鉄道賃及び 宿泊を必要とする場合には、別表1に基づき、これを支給する。

## 附 則

この規程は、平成14年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成16年 4月 1日より施行する。

## 別表 1

区	分	航空賃·鉄道	賃·車賃·船賃	宿	泊	費
理	事					
評 議	員	実	費	1.5	0.0	ОШ
監	事	夫	其	1 0	, 00	U Fi
各種委員						